明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○ガス関係報告規則の一部を改正する省令（経済産業六一）　一
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三七九）　三〇
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三八〇～三八五）　三四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（同三八六）　三六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三八七）　三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、平成二十八年度日本赤十字社業務及び収支決算等、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

## 省令

### ○経済産業省令第六十一号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第三十三条の規定に基づき、ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス関係報告規則の一部を改正する省令

ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | |
|---|---|
| **第三条**　［略］ | |
| 2　前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。 | |
| 報告者の区分 | 報告事項 | 報告先 |
| 一～六　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 七　令第十五条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者以外の特定ガス導管事業者 | 前項の表中第三号及び第五号に掲げる事項 | 経済産業大臣 |
| 八～十八　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| **附　則** | | |
| （定期報告） | | |
| **第二条**　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号。以下「経過措置政令」という。）第九条第三項の表第四号に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事 | | |

| 改正前 | |
|---|---|
| **第三条**　［略］ | |
| 2　前項に規定する報告書の提出先は、次の表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる報告事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。 | |
| 報告者の区分 | 報告事項 | 報告先 |
| 一～六　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 七　令第十五条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者以外の特定ガス導管事業者 | 前項の表中第三号及び第五号に掲げる事項 | 経済産業大臣 |
| 八～十八　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| **附　則** | | |
| （定期報告） | | |
| **第二条**　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号。以下「経過措置政令」という。）第九条第三項の表第四号に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事 | | |